

[第1章 総則 \(第1条\)](#)

[第2章 利用契約の成立 \(第2条—第4条\)](#)

[第3章 本サービスの内容 \(第5条—第18条\)](#)

[第4章 お客さまの義務 \(第19条—第30条\)](#)

[第5章 免責 \(第31条—第34条\)](#)

[第6章 料金 \(第35条—第39条\)](#)

[第7章 本サービスの更新、終了等 \(第40条—第46条\)](#)

[第8章 その他 \(第47条—第50条\)](#)

第1章 総則

第1条 (本利用約款の目的)

セミコロケーションサービス利用約款 (以下、「本利用約款」という。) は、GMOクラウド株式会社 (以下、「当社」という。) が提供するセミコロケーションサービス (以下、「本サービス」という。) の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立

第2条 (申込みの方法)

1. 本サービスの申込者は、当社のウェブサイトから申し込む方法又は申込書により申し込む方法のいずれかにより本サービスの申込みを行うものとします。
2. 当社のウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出してください。
4. 本サービスの申込みに際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、当社が第2項に定めるウェブサイト上の申込フォーム又は前項に定める申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - (1) 本サービスの種類 (以下、「サービスプラン」という。)
 - (2) 本サービスの利用期間 (以下、「利用期間」という。)
 - (3) 料金の支払方法
5. 本サービスの申込みに際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、その場合には第2項に定める申込みのための送信の操作又は第3項に定める申込書の提出を行わないでください。

第3条 (本サービスの利用の開始)

本サービスを利用する方 (以下、「お客さま」という。) は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本サービスを利用することができます。

- (1) 前条第2項に定める申込みの情報又は前条第3項に定める申込書が当社に到達すること。
- (2) お客さまが第35条に定める料金及び消費税の全部 (以下、「利用料金等」という。) を当社に支払うこと。
- (3) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条（承諾を行わない場合）

当社は、本サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される時。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じているとき。又は過去において遅滞の生じたことがあるとき。
- (3) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
- (4) クレジットカードによる料金の支払を希望するとき。であって、クレジットカード会社の承認が得られないとき。
- (5) 申込みの際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込みを行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がないとき。
- (6) 第46条第1項に定める反社会的勢力に該当するとき。
- (7) 前各号に定めるとき。のほか、当社が業務を行ううえで支障があるとき。又は支障の生じるおそれがあるとき。

第3章 本サービスの内容

第5条（基本サービス）

1. 当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げる内容のサービスを基本サービスとしてお客さまに提供します。
 - (1) 一台のサーバーを他の利用者との共用ではなくお客さま専用のサーバーとして利用することができるサービス
 - (2) 一基のサーバーラックを構成するすべての区画（ユニット）のうち、特にお客さま専用のサーバーを設置するための区画（ユニット）を当社がお客さまのために確保し、お客さまが必要なお客さまにこれを利用することができるサービス
2. 本利用約款においては、前項第1号により当社が提供するお客さま専用のサーバーを「専用サーバー」といいます。
3. 本利用約款においては、第1項第2号により当社が提供するお客さま専用の区画（ユニット）を「ラックスペース」といいます。
4. 当社は、お客さまがラックスペースに設置することのできる専用サーバーその他の機器の台数、当社がラックスペースに供給することができる電力量について、サービスプランごとに別途定めるものとします。

第6条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。オプションサービスを利用するお客さまは、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

第7条（ネットワーク機器及びネットワークの構成）

1. お客さまは、当社が本サービスをお客さまに提供するために使用するルーター、スイッチ、ハブその他のネットワーク機器の設置、ネットワーク機器の設置位置、又は特定の種類の機器若しくは特定の製品の使用について、当社に指定することができません。
2. お客さまは、本サービスにおけるネットワークの構成について、当社に対して指定することができません。

第8条（IPアドレス）

1. 当社は、第5条の基本サービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する一定の数のIP（Internet Protocol）アドレスをお客さまに割り当てます。

2. 当社は、前項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを第3条第3号に定める承諾の通知の際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、第1項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを変更する場合があります。

第9条 (DNSサーバー)

1. 当社は、本サービスをドメイン名で利用することができるようにするため、第5条の基本サービスの提供に際して、プライマリDNS (Domain Name System) サーバー及びセカンダリDNSサーバーをあわせて提供します。ただし、お客さまから特に申出があったときは、プライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーの一方又は双方を提供しない場合があります。
2. 当社は、前項の定めるところにより提供するプライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーを変更する場合があります。

第10条 (登録済みのドメイン名の使用)

1. お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、本サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。
2. お客さまが本サービスの利用に際して前項に定めるドメイン名を使用しようとする場合には、本サービスの申込みの際に、その旨及びそのドメイン名を当社に知らせてください。なお、本サービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。

第11条 (ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス)

1. 当社は、特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。当社は、お客さまが本サービスの利用の際に使用するドメイン名に限り、このサービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、本サービスの申込みの際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。

第12条 (ドメイン名での本サービスの利用)

1. 当社は、前2条に定めるドメイン名で本サービスを利用することができるようにするため、特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で本サービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、そのドメイン名で本サービスを利用することができない場合もあります。
3. 当社は、第1項の手続を行うため、お客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。問い合わせを行った日から1か月を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このため手続を履践することができないときは、当社は、本サービスを提供する義務を免れるものとします。
4. お客さまは、前項の定めるところにより当社が本サービスを提供する義務を免れた場合であっても、利用料金等の支払義務を免れず、又はすでに支払った利用料金等の償還を受けることはできません。

第13条 (ドメイン名の登録を維持するためのサービス)

当社は、第10条及び第11条に定めるドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。

第14条 (主たるドメイン名)

1. 本サービスの申込みの際には、本サービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を当社に知らせてください。
2. お客さまは、本サービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。
3. お客さまは、本サービスの利用にあたって、一台の専用サーバーにつき一つのドメイン名に限り、これを主

たるドメイン名として使用することができます。

第15条（ドメイン名管理団体の制限）

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続きの代行サービス（第11条）、ドメイン名で本サービスを利用することができるようにするための手続（第12条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第13条）については、米国ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

第16条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。本サービスの利用に際しては、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

第17条（ログの非公開）

当社は、別に定める場合を除くほか、当社がお客さまに提供する専用サーバーに対するアクセスの状況の記録（ログ）の内容をお客さまに知らせるサービスを提供しません。

第18条（サポートサービス）

1. 当社は、本サービスに関するお客さまからの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

第4章 お客さまの義務

第19条（データ等のバックアップ）

1. お客さまは、専用サーバーに保存されたデータ、プログラムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）の滅失又は損傷に備えて定期的にその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、専用サーバーに保存されたデータ等について、その滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、専用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

第20条（禁止行為）

お客さまは、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつくおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為
- (6) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- (7) 当社の設備に過大な負荷を与える行為
- (8) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為

第21条（専用サーバーの管理）

1. 専用サーバーはお客さまの責任において適切にこれを管理してください。
2. 専用サーバーについて次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、お客さまの責任において適切にその専用サーバーの修補を行ってください。

- (1) 専用サーバーが故障し、これが正常に動作しないとき。
 - (2) 専用サーバーが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェアその他の機能が不正に変更されたとき。
 - (3) 専用サーバーがコンピューターウイルスに感染したとき。
3. 前二項に定める専用サーバーの管理は、インターネットを経由した遠隔操作によりこれを行ってください。お客さまは、前二項に定める専用サーバーの管理に際して、当社がその専用サーバーを設置するデータセンターに立ち入ることができません。
 4. お客さまは、第1項及び第2項に定める専用サーバーの適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第22条（当社が自発的に行う修補）

専用サーバーについて前条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、当社は、次条に定めるお客さまの依頼がない場合であっても、次の各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその専用サーバーの修補を行うことがあります。

- (1) 専用サーバーの筐体の取替
- (2) 基本ソフトウェアの再インストール
- (3) その他の修補

第23条（当社がお客さまの依頼に基づいて行う修補）

専用サーバーについて第21条第2項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合において、お客さまがその修補を行うことができないときは、前条各号に掲げるものの中からいずれかの方法を選んでその専用サーバーの修補を当社に依頼することができます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。

第24条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のサーバー（以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
3. 当社は、当社のサーバーにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
4. お客さまは、第1項に定めるID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

第25条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本サービスの利用以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの利用終了後も適用するものとします。

第26条（お客さまと第三者との間における紛争）

1. お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. お客さまが使用するドメイン名について第三者よりUDRP（統一ドメイン名紛争処理方針：Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）に基づく申立があった場合、お客さまは、ICANNの認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従わなければなりません。

第27条 (契約上の地位の処分の禁止等)

1. お客様は、当社の承諾がない限り、本利用約款に基づくお客様の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。
2. お客様が本サービスを第三者に利用させる場合において、当社は、その利用者に対して、本サービスの提供その他の事項に関する一切の責任を負いません。また、その利用者は、当社に対して、本サービスの利用その他の事項に関する一切の権利を有しません。お客様とその利用者との間で生じた紛争については、お客様とその利用者との間で解決するものとし、当社は、当該紛争について一切関与しません。

第28条 (当社からの通知)

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便、ファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物、ファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

第29条 (変更の届出)

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用規約に基づくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用規約に基づくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第30条 (本サービスの利用に関する規則)

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客様に知らせます。
3. お客様は、本利用約款のほか、本条に基づいて当社が定める規則についても遵守してください。

第5章 免責

第31条 (不可抗力)

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為、本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等、当社に責任のない事由により、お客様が本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第32条 (免責)

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
 - (1) データ等が当社のサーバーその他の設備の故障その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
 - (2) お客様又は第三者が専用サーバーに接続することができず、又は専用サーバーに接続するために通常よ

- りも多くの時間を要したこと。
- (3) お客様又は第三者が専用サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (4) お客様がドメイン名の登録を維持するためのサービスを利用する場合において、当該ドメイン名について登録又は維持ができなかったこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、本サービスに関連してお客様又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。

第33条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項のほか、本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客様の間においては、これを適用しないものとします。
- (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
 - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用約款は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

第34条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用約款の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客様（事業として又は事業のために本サービスを利用するお客様を除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、その債務不履行が生じ、その不法行為がなされ、又はその瑕疵が存した期間の分の月額利用料金に相当する金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客様に生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項
- (2) 本利用約款における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客様に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本サービスが請負契約の性質を有する場合には、本サービスによる仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客様に生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項

第6章 料金

第35条（料金の種類）

1. お客様は、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
- (1) 新規セットアップ料金
 - (2) 月額利用料金
2. お客様が第11条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービス又は第13条に定めるドメイン名の登録を維持するためのサービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金又はドメイン名維持料金を当社に支払うものとします。
3. お客様が第6条に基づいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前二項に定める料金のほか、オプションサービス利用料金を当社に支払うものとします。
4. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客様がこれを負担するものとします。
5. 本条の規定は、第43条第2項の定めるところにより本サービスが更新される場合にこれを準用します。ただし、第1項第1号の料金については、この限りではありません。
6. 当社は、既存の特定のサービスプラン又は新たに設ける特定のサービスプランについて、データ転送料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、当月において専用サーバーから他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社に支払うものとします。

第36条 (料金の額)

1. 当社は、前条に規定するすべての料金についてあらかじめその額を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた料金額を変更することがあります。変更された料金額は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

第37条 (料金の支払方法)

1. お客さまは、本サービスの申込みの際に第2条第4項に基づいて料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
 - (1) 当社の銀行預金口座への振込
 - (2) クレジットカード
2. 料金の支払方法としてクレジットカードを選ぶ場合には、本サービスの申込みの際に、その利用するクレジットカード会社、カード番号、名義、有効期限等、お客さまのクレジットカードに関する事項を申込フォーム又は申込書の所定の欄に入力又は記入してください。
3. サービスプラン又は本サービスの利用期間によっては、第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。利用することのできない支払方法がある場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。

第38条 (料金の支払時期)

1. お客さまは、本サービスの利用を開始する場合には、本サービスの利用開始時まで、当社に対して利用料金等を支払うものとします。
2. お客さまは、本サービスを更新する場合には、更新日から起算して1か月を経過するまでに、当社に対して利用料金等を支払うものとします。
3. お客さまは、本サービスの利用期間中に上位のサービスプランに変更した場合には、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金等の差額について、当社が請求書を発行した日から1か月を経過するまでに、当社に対してこれを支払うものとします。なお、下位のサービスプランに変更した場合であっても、旧サービスプランと新サービスプランの利用料金等の差額について、当社に対してその償還を請求することはできません。
4. お客さまは、本サービスの利用期間中にオプションサービスの利用を開始した場合には、当社が請求書を発行した日から1か月を経過するまでに、当社に対してオプションサービス利用料金を支払うものとします。
5. お客さまが期限までに利用料金等を支払わない場合には、お客さまはその期限の翌日から元本に対して年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第39条 (早期の解除の場合の料金の返金)

1. 本サービスについてお客さまが満足することができなかった場合には、当社は、本条の定めるところに従って料金の一部を返金します。ただし、当社が別に定めるサービスプランについては、この限りではありません。
2. 当社は、お客さまが第44条第2項に基づいて当社の定める方式に従って本サービスの解除を行い、その解除の通知が本サービスの利用開始日から起算して30日を経過するまでに当社に到達したときは、同条第4項の規定に関わらず、そのお客さまが本サービスの申込みの際に当社に支払った利用料金等のうち月額利用料金及びオプションサービス利用料金の全部に相当する金額を当社の別に定める方法によりお客さまに返金します。ただし、オプションサービス利用料金のうち、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

第7章 本サービスの更新、終了等

第40条 (本サービスの提供の停止)

1. 当社は、お客さまが本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき又は本サービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. お客さまは、前項により当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、利用料金等の支払義務を免れ

ず、又はすでに当社に支払った利用料金等の償還を受けることはできません。

第41条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1か月前までにその旨をお客さまに通知します。

第42条（本サービスの利用不能）

1. お客さまは、当社の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用することができない事態が生じうるものであることを了承するものとします。
2. お客さまは、コンピューターウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ等が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じうるものであることを了承するものとします。

第43条（利用期間）

1. 第2条第4項によりお客さまが選んだ利用期間をもって、本サービスの利用期間とします。
2. 利用期間の満了日の3日前（金融機関の休日は除いて数える。）までに当社又はお客さまから相手方に対して本サービスの更新を拒絶する旨の通知がない限り、本サービスは同一内容で前項と同一の利用期間をもって更新されるものとします。更新された本サービスの利用期間が満了する場合も同様とします。

第44条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、残利用期間の利用料金に相当する金額を違約金として当社に支払うことによって、いつでも将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

第45条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができるものとします。
 - (1) 本利用約款の定める義務に違背したとき。
 - (2) 破産手続その他の倒産手続の申立が行われたとき。
 - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告したとき。
 - (4) 前各号に定めるときのほか、当社が業務を行ううえで重大な支障があるとき又は重大な支障の生じるおそれがあるとき。
2. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第46条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (2) 暴力団関係企業
 - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (4) 前各号に準じるもの
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) 前各号に準じる行為
- 3. 当社及びお客さまは、相手方が前二項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
 - 4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
 - 5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

第8章 その他

第47条（準拠法）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第48条（裁判管轄）

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第49条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第50条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施する日から、その改定の内容に従って変更されるものとします。

附則（2008年7月11日実施）

本利用約款は、2008年7月11日から実施します。

附則（2012年3月1日最終改定）

本利用約款は、2012年3月1日に改定し、即日実施します。